

政令第三百三十九号

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の一部の施行期日を定める

政令

内閣は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）附則第一条（第一号及び第二号を除く。）の規定に基づき、この政令を制定する。

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（第五十一条及び第五十二条第一項の規定を除く。）の施行期日は平成三十年一月一日とし、同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は平成二十九年四月二十四日とする。